

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

2023 年 11 月 15 日

三菱電機株式会社

2023年11月15日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
三菱電機株式会社
代表執行役 漆間 啓



三菱電機株式会社(以下「甲」といいます。)及びMelco自動車機器事業分割準備株式会社(以下「乙」といいます。)は、2023年11月15日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年4月1日として、甲がその営む自動車機器事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことになりました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項第2号)

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ)

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、乙が承継する権利義務に代わる対価として、乙の普通株式1株を交付します。

甲に対して交付される株式の数につきましては、乙が甲の完全子会社であることを踏まえ、甲及び乙の合意により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、乙が本吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、本吸収分割後の乙における資本政策に鑑み、会社計算規則に基づき決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条8号に関する事項(会社法施行規則第183条第2号)

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第3号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第183条第4号)

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表(同号イ)

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

- ① 関係会社における品質不適切行為に関する調査結果の公表

甲は、甲の国内関係会社のうち、出資比率が 50% 超で、かつ品質不適切行為が発生した甲の製作所と関連があり、開発・設計・製造・据付・保守事業を営む 41 社を対象として、品質不適切行為に関する調査を実施し、2023 年 4 月 14 日付でその結果を公表しました。

- ② 自己株式の取得

甲は、2023 年 4 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項及び甲定款第 31 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下の通り決議し、当該決議に従って自己株式の取得を行っております。

- 1) 自己株式の取得を行う理由

中期経営計画における資本政策の一環として、株主還元強化及び資本効率の向上等を図るため。

- 2) 取得に係る事項の内容

- i. 取得対象株式の種類：普通株式
- ii. 取得し得る株式の総数：40,000,000 株（上限）
- iii. 株式の取得価額の総額：50,000,000,000 円（上限）
- iv. 取得期間：2023 年 5 月 1 日～2024 年 3 月 29 日
- v. 取得方法：東京証券取引所における市場買付

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 甲の債務の履行の見込みについて

2023 年 3 月 31 日現在の甲の貸借対照表における資産の額は 3,161,763 百万円、負債の額は 1,589,400 百万円であるところ、本吸収分割により甲が乙に承継させる予定の資産及び負債の見込額は、2023 年 3 月 31 日現在の簿価でそれぞれ 256,141 百万円及び 211,419 百万円であり、上記 6. で記載した事項を考慮しても、甲においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれて

おります。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 乙の債務（甲が本吸収分割により乙に承継させるものに限る。）の履行の見込みについて

2023年11月1日現在の乙の貸借対照表における資産の額は1,000万円、負債の額は0円であるところ、本吸収分割により甲から乙に承継される予定の資産及び負債の見込額は、上記(1)のとおりであり、本吸収分割の効力発生後における乙の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1（吸収分割契約書）

（添付のとおり）



吸収分割契約書



2023年11月15日

甲：三菱電機株式会社

乙：Melco自動車機器事業分割準備株式会社

吸収分割契約書

三菱電機株式会社（以下「甲」という。）とMelco自動車機器事業分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割について、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、甲が営む自動車機器事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 吸収分割会社（甲） | 商号：三菱電機株式会社
住所：東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 |
| (2) 吸収分割承継会社（乙） | 商号：Melco自動車機器事業分割準備株式会社
住所：東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 |

第3条（承継する権利義務等）

- 乙が、本吸収分割によって、甲から承継する本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継対象明細表」のとおりとする。
- 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。但し、本件品質不正問題関連債務（別紙1「承継対象明細表」において定義する。）の承継は、併存的債務引受の方法によるものとする。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務（本件品質不正問題関連債務を含む。）について履行その他の負担をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含む。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（分割対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式1株を交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以後においても、本事業及びこれに類似する事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第8条（吸収分割承認決議）

- 1 甲は、会社法第784条第2項に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
なお、同項における甲の総資産額の基準日は、本契約締結日とする。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する乙の株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求める。

第9条（従業員の処遇）

甲は、本吸収分割に際して、乙に対し、本事業に係る甲の従業員との間の労働契約その他の権利義務を承継しないものとし、乙が本事業を行うに当たっては、当面の間、甲から乙へ必要な従業員を出向させることとする。その後の取扱いは、甲乙が協議の上これを決定する。

第10条（契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本吸収分割の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

第12条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を乙が写しを保有する。

2023年11月15日

甲 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
三菱電機株式会社
代表執行役 漆間 啓



乙 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
Melco自動車機器事業分割準備株式会社
代表取締役 藤 重洋



承継対象明細表

効力発生日において乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、効力発生日の直前（以下「基準時」という。）における次に定める権利義務とする。

1. 資産

本事業に属する一切の資産（但し、知的財産権については下記2.において定める。）。但し、次に掲げる資産を除く。

- (1) 売掛金、未収入金（有償支給部品を除く）、貸倒引当金、立替金又は支払未決算として計上された資産
- (2) 株式会社日本緊急通報サービスの株式、三菱電機自動車機器（中国）有限公司の株式、常州三菱電機士林電装品有限公司の株式、Mitsubishi Electric Automotive Czech s.r.o.の株式、Melco Automotive Korea Co.,Ltdの株式、Mitsubishi Electric Automotive India Pvt. Ltd.の株式

2. 知的財産権

本事業に属する一切の知的財産権。

3. 債務・負債

本事業に属する一切の債務及び負債（本件品質不正問題関連債務を含む。）。但し、次に掲げる債務・負債を除く。

- (1) 買掛金、未払金（但し、リース債務を除く。）、未払賞与、未払給与、退職給付引当金、未払事業所税、預り金又は収入未決算として計上された債務及び負債
- (2) 基準時において係属中（基準時において申立てがなされており、係属が見込まれているものを含む。）の訴訟、調停、仲裁等の法的紛争手続（甲を当事者とするものに限る。）に関する債務

なお、「本件品質不正問題関連債務」とは、甲の2022年5月25日及び10月20日付「当社における品質不適切行為に関する調査結果について」と題するプレスリリース記載並びに2022年5月25日及び10月20日付調査報告書記載の本事業における品質不正問題に関する甲の債務をいう。

4. 契約（労働契約を除く）

甲を当事者として締結された本事業に属する一切の契約（承継対象となる契約の変更、更新合意その他これに付随する契約を含み、労働契約を除く。）並びにそれらの契約上の地位及びそれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次に掲げる契約又は権利義務を除く。

- (1) 本承継対象明細表における他の項目において承継対象外とされた権利義務
- (2) 承継対象権利義務に含まれない株式又は持分に関する投資契約、買収契約その他の当該株式又は持分の取得に係る契約、合弁契約及び株主間契約その他これに類する契約
- (3) 甲及び甲の国内・海外関係会社やその他の会社等との間の甲からの出向者の取扱いに係る契約及びこれに付随する契約
- (4) 甲及び株式会社リクルート間のRecruitment Process Optimization契約

(5) 甲及びCartken Inc.,との間で締結している一切の契約

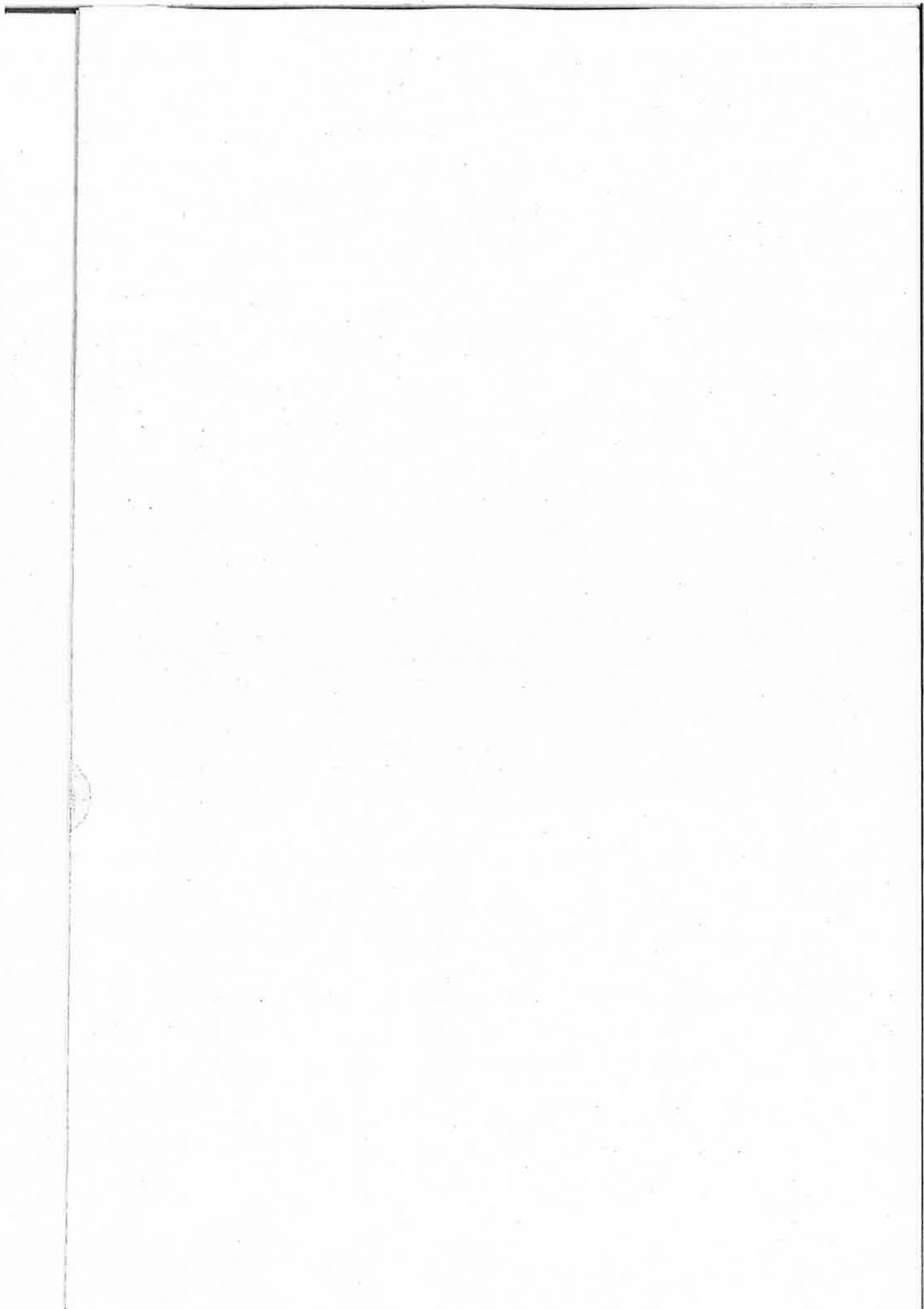
5. 労働契約

本事業に係る甲の従業員との間の労働契約その他の権利義務は一切承継しない。

6. 許認可等

甲が取得している本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち、法令上承継することが可能なものの一切。

以上





別紙2 (吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容)

単位：千円

科目 (資産)	金額	科目 (負債・資本)	金額
現金	10,000	資本金	10,000
流動資産計	10,000	純資産計	10,000
資産合計	10,000	負債・純資産合計	10,000